

- (1) 学 歴 学校教育法第47条（高等学校の入学資格）に規定する者
- (2) 調理実務経験 食品衛生法施行令第5条第1号、第11号若しくは第28号に掲げる営業（飲食店営業、魚介類販売業又はそうざい製造業）又は寄宿舍、学校、病院等の施設であって飲食物を調理して供与するもの（1回20食以上又は1日50食以上）において、週4日以上かつ1日6時間以上の勤務で、2年以上調理の業務に従事した者
- 5 受験手続
- (1) 願書の配付
各保健所、熊本市の各保健福祉センター及び熊本県健康福祉部健康づくり推進課で配付する。ただし、県外居住者にあつては郵送での配付も行う。その場合、封筒の表に「調理師試験願書請求」と朱書きし、あて先を明記し、90円切手をはった返信用封筒（縦23.5センチメートル、横12センチメートル）を同封のうえ、熊本県健康福祉部健康づくり推進課（〒862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号）に請求すること。
- (2) 願書受付期間
平成15年6月9日（月）から平成15年6月13日（金）までとし、受付時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、郵送による受験申込み（県外居住者の申込みに限る。）は、平成15年6月13日（金）までの消印のあるものに限り受け付ける。
- (3) 願書提出先
願書は、次の場所に持参すること。ただし、郵送により願書を提出するとき（県外居住者の申込みに限る。）は、必ず書留郵便とし、「調理師試験願書在中」と朱書のうえ、熊本県健康福祉部健康づくり推進課（〒862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号）に送付すること。
- ア 熊本市居住者にあつては、熊本市保健所食品保健課
イ 熊本市以外の県内居住者にあつては、熊本県の保健所
ウ 県外の居住者にあつては、熊本県健康福祉部健康づくり推進課
- (4) 提出書類
- ア 受験願書（調理業務従事証明書を含む。） 1部
イ 卒業証明書又は卒業証書の写し 1部
学校教育法第47条（高等学校の入学資格）に該当することを証する書類
卒業証書の写しの場合、原本を提示して照合を受けること。
ウ 写真 1枚
提出前6か月以内に脱帽して上半身を正面から撮影した、縦5センチメートル、横4.5センチメートルの本人であることが確認できる写真で、裏面に氏名及び撮影年月日を明記したもの。
- エ 戸籍抄本又は戸籍謄本 1部
調理業務従事証明書、卒業証明書又は卒業証書の氏名と現在の氏名が異なる者に限る。
提出前6か月以内に交付されたもの。
- (5) 受験手数料
6,200円の熊本県収入証紙（郵送による申込みの場合は、6,200円分の郵便小為替）
受験願書受理後の受験手数料は、一切返還しない。
- (6) 受験票の交付
受験票は、受験願書審査後受験者に郵送により交付する。
- 6 合格発表
合格者は、平成15年8月29日（金）午前10時に熊本県庁本館1階ロビー及び各保健所において、その受験番号を掲示して発表する。
なお、合格者には、合格証書を郵送により交付する。
- 7 その他
- (1) 受験手続等に関する問い合わせは、最寄りの保健所又は熊本県健康福祉部健康づくり推進課（電話096-383-1111）に行うこと。
- (2) 熊本県個人情報保護条例第22条に基づく簡易開示制度により、試験結果の総合得点及び科目別得点を、受験者のうち希望する者に開示するものとする。
なお、開示期間は合格発表の日から1か月間とし、開示場所は熊本県健康福祉部健康づくり推進課とする。